

コロナ対策は忘れずに 熱中症対策!

熱中症のリスクが高まる季節を前に、5月20日政府は、新型コロナウイルス対策におけるマスクの着用に関する新たな考え方をまとめています。

政府見解では、『散歩やランニングなど会話をせずにできる屋外活動や、徒歩や自転車での通勤にはマスクの必要はない。▼会話をしている際にも、十分な距離(2メートルを目安)を保

てる場合は屋外ならばマスクは必要ない。▼屋内であっても、図書館での読者や芸術鑑賞など会話をほとんどしない場合にはマスクをしなくてもよい。』とされています。

組合員、そのご家族の皆様、コロナ感染防止対策を忘れずに熱中症対策もおこたりなく、暑い夏を乗り切りましょう。

リレー随筆

～日本シリーズで気が付いたこと～



梅雨の時期に差し掛かり、はじめた日が増えました。ついこの間までコートを着て会社に行っていたのが嘘のようです。さて、半年ぶりにリレー随筆をさせていただくことになりましたが、今回は「ここ数年のプロ野球日本シリーズで気が付いたこと」についてお話しさせていただきます。

昨年の日本シリーズでは、ヤクルトとオリックスが対戦し、熱戦の末、ヤクルトが日本一に輝きました。5試合が1点差以内というかなりの接戦で、見て

いる方も手に汗握る展開が続きました。ここ最近の日本シリーズですが、負けた敗退しております。引退を発表した選手のいるチームも、主力が欠けたチームも、どこか精彩を欠く試合展開



年の間の日本シリーズで負けたチームは広島、横浜、広島、巨人、巨人、オリックスですが、20年の巨人を除いて、チームの主力、精神的支柱の選手が、日本シリーズを前に怪我や引退を表明したチームになっていきます。16年の広島は黒田選手、18年の広島は新井選手、19年の巨人は阿部選手が日本シリーズ前に引退を発表し、21年のオリックスは吉田選手が怪我で満足な活躍ができませんでした。17年は横浜ですが、この年は広島が圧倒的な強さでペナントを制したものの、クライマックスシリーズ前に4番の鈴木選手が怪我で離脱。選手からの信頼が厚かった石井、河田両コーチも退団を表明しました。その結果、日本シリーズを前にクライマックスシリーズで横浜に敗退しております。引退を発表した選手のいるチームも、主力が欠けたチームも、どこか精彩を欠く試合展開

お知らせ

全国港湾第17回港湾労働セミナーは、機関紙349号(2022年4月発行)の《お知らせ》で延期するとしていましたが、5月25日開催の第6回中央闘争委員会(第13回中央執行委員会)において、新型コロナウイルス感染症の状況などを勘案して開催することが困難と判断し【中止】とすることが決定されました。

環境省
厚生労働省
令和4年6月

熱中症予防 × コロナ感染防止

熱中症を防ぐために
屋外ではマスクをはずしましょう

屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

特に運動時には、忘れずにマスクをはずしましょう

近距離で
(2m以内を目安)
会話をする時は
マスクの着用を

屋外での散歩やランニング、通勤、通学等も
マスクの着用は必要ありません

・人との距離(2m以上を目安)が確保できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。
・マスクを着用する場合でも、屋内で熱中症のリスクが高い場合には、エアコンや扇風機、換気により、温度や湿度を調整して暑さを避け、こまめに水分補給をしましょう。

屋内でも
マスクが必要ない
場合があります



港湾産別協定³³

～作業時間と交代制について～

前回までは、第6章の休日・休暇と一緒に読んできました。今回からは第7章「作業体制」に進みます。この協定は、第31条「作業時間と交代制」、第32条「コンテナターミナルのオープン時間」、第33条「日曜荷役」、第34条「祝日荷役」、第35条「日曜・祝日荷役の労働時間」、第36条「年末年始例外荷役」の6つの条項で構成されており、「作業体制」を規定するために各々が特別な背景と意義を持つものとなっています。今回は、第31条「作業時間と交代制」について、第7章「作業体制」の第31条「作業時間と交代制」を詳しく見ていきます。

第31条「作業時間と交代制」は、次の通りです。原則として交代制度を採用する。ただし、昼夜荷役への追い通しは行わない。なお、現在、一直制を実施している場合は現行通りとする。

第1項 昼間作業は、8時から16時30分とする。第2項 深夜作業は、16時30分から21時30分とする。第3項 深夜作業は、21時30分以降とする。第4項 ただし、各作業時間は、労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第5項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第6項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第7項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第8項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第9項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第10項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第11項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第12項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第13項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第14項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第15項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第16項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第17項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第18項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第19項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第20項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第21項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第22項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第23項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第24項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第25項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第26項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第27項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第28項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第29項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第30項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第31項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第32項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第33項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第34項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第35項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第36項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第37項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第38項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第39項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第40項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第41項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第42項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第43項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第44項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第45項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第46項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第47項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第48項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第49項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第50項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第51項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第52項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第53項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第54項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第55項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第56項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第57項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第58項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第59項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第60項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第61項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第62項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第63項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第64項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第65項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第66項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第67項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第68項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第69項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第70項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第71項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第72項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第73項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第74項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第75項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第76項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第77項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第78項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第79項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第80項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第81項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第82項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第83項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第84項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第85項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第86項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第87項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第88項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第89項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第90項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第91項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第92項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第93項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第94項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第95項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第96項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第97項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第98項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第99項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。第100項 労働時間については、各地区港湾労働使の協定を要するものではない。

また、「深夜荷役への追い通しは行わない」として、16時30分から21時30分の間で所定内作業を終え、17時30分から深夜作業に就くという意味で、これも過重労働を軽減していくという重要な協定です。

次回、第32条の「コンテナターミナルのオープン時間」に進みます。